

# 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

当社では、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等に補償対象となる各種保険商品を現在販売しておりますが、2023年5月8日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいます。）における「新型コロナウイルス感染症」の分類が「二類相当の感染症（新型インフルエンザ等感染症）」から「五類感染症」に変更する方針が政府から公表され、各種報道がされています。

これに伴って新型コロナウイルス感染症が「五類感染症」に移行した場合における、当社商品の取扱いについてお知らせいたします。

2023年4月14日 セコム損害保険株式会社

記

## 「五類感染症」への移行後の取扱い

### （1）個人向け商品の取扱い

#### ① 傷害保険の「特定感染症危険補償特約（※）」の取扱い

新型コロナウイルス感染症が予定どおり「五類感染症」へ位置づけが変更された場合、2023年5月8日以降は、特定感染症危険補償特約（※）で規定する「特定感染症」の定義（感染症法第6条第7項第3号に定める「新型コロナウイルス感染症」）に該当しなくなる（感染症法第6条第6項の「五類感染症」に該当する）ことから、**2023年5月8日以降の発病は補償対象外となります。**

※ 正式名称は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約です。

#### ② 「入院」の特別取扱い

新型コロナウイルス感染症が予定どおり「五類感染症」へ位置づけが変更された場合、**2023年5月8日以降は、2020年4月より実施している「入院」の特別取扱い（※）も契約日（保険期間の開始日）にかかわらず、終了します。**

※ 医師等の管理下において宿泊施設または自宅で療養された場合に、「入院」と同等に取り扱うものです。約款上の「入院」には該当しないものの、社会情勢を踏まえた時限措置として実施した経緯にあります。

<参考> 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

○：支払対象、×：支払対象外

ケース	～2022年9月25日	2022年9月26日～2023年5月7日	2023年5月8日～
入院された場合（約款における取扱い）	○	○	○
宿泊施設や自宅で療養された場合（「入院」の特別取扱い）			
重症化リスクの高い方（※）	○	○	×
上記以外の方	○	×	×

※ 発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」です。

#### 【見直しの背景等】

2023年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「五類感染症」に位置づけることとなっております。

「五類感染症」への位置づけ変更に伴い、季節性インフルエンザと同様に、感染症法の入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に診断された場合の「入院」の特別取扱いを終了いたします。

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「入院」の特別取扱いの対象となる方におかれましては、同年5月8日以降もご請求いただけます。また疾病により入院された場合に保険金をお支払いする商品においては、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める「入院」の定義に該当する入院をされた場合は、引き続き保険金のお支払い対象となります。

<参考> 約款上の「入院」の定義

用語	定義
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## (2) 企業向け商品の取扱い

下表の特約において、新型コロナウイルス感染症を原因とする休業損失や緊急対応費用を補償しており、これらの補償は、対象施設が新型コロナウイルス感染症に汚染された場合（その疑いを含む）等で、かつ、行政機関による消毒等の措置がなされたことを支払要件としていますが、感染症法において「五類感染症」の場合は、行政機関による消毒等の措置の対象となりません。

このため、新型コロナウイルス感染症が予定どおり「五類感染症」へ位置づけが変更された場合、2023年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症を原因とする休業損失や緊急対応費用は、契約日（保険期間の開始日）にかかわらず、補償の対象外となります。

保険商品	特約名
・普通火災保険 ・店舗総合保険	休業損失補償特約
・企業費用・利益総合保険	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約
・生産物賠償責任保険 ・旅館賠償責任保険 ・セコム安心総合賠償責任保険 (店舗特別約款付帯の賠償責任保険)	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約

## (3) 早期請求ご協力をお願い

厚生労働省より、My HER-SYSの療養証明書機能について、2023年5月7日までに保健所への発生届・入力となされている場合には、同年9月末まで利用可能と発表されています。

同年10月以降の利用については、未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYSの療養証明を利用した早期請求にご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上